

令和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年度処遇改善加算について

医療法人清和会

日頃より、熱心に業務に取り組んでいただきありがとうございます。
処遇改善加算金及び特定処遇改善加算金、介護職員処遇改善支援補助金について、お知らせいたします。

処遇改善加算金

1. 対象事業所

老人保健施設 在宅介護支援センター デイ・サンライフ高田

2. 対象者

- ・ 1 の事業所に所属する者
- ・ 主に介護業務に従事する者（正規・非正規を問わない）
- ・ 支給月の末日に在籍している者

3. 配分方法及び金額

- ・ 介護手当として毎月の給与にて支払う
- ・ 所属部署・正規・非正規・勤務年数・資格等を考慮して、介護処遇改善金から支払う
- ・ 期中に事業収入が増減した場合は年度中に調整し支払う

特定処遇改善加算金

介護職員特定処遇改善加算は、介護職員全体の処遇を改善する現行の加算に加えて、経験、技能のある介護職員の更なる処遇改善を目指しています。また、他の職種の処遇改善も行うことができる運用になっています。

1. 対象事業所

老人保健施設 在宅介護支援センター デイ・サンライフ高田

2. 対象者

- ・ 1 の事業所に所属する者
- ・ 支給月の末日に在籍している者
- ・ 下記の A、B、C グループのいずれかに該当する者

グループ	
A	当法人で 10 年以上勤務している介護福祉士（正規職員）
B	A 以外の介護職員（正規職員、嘱託、パート）
C	その他の職種（正規職員） *ただし、前年度の年収が 440 万以上の者は対象外

3. ・ 特定加算として毎月の給与にて支払う

- ・平均支給額は「AはBよりも高く」「CはBの2分の1以下に」設定し、支給するよう決められています。
- ・期中に事業収入が増減した場合は年度中に調整し支払う

介護職員処遇改善支援補助金

1. 対象事業所

訪問介護（総合事業）2.1%（介護予防）訪問入浴介護 1.0%（介護予防）通所リハビリ 0.9% 通所介護（総合事業）1.0% 介護保健施設サービス 0.8%（介護予防）短期入所療養介護 0.8%

（国保連合会の介護保険支給額から上記の比率で事業所へ支給されます）

2. 対象者

介護職員 「その他の職員」

- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、職員の収入を3%程度引き上げるための補助金で当法人は令和4年3月（令和3年2月分も含む）より行います。3月に関しては一時金扱いになりますが、令和4年4月から9月までは「毎月決まって支払われる手当として」支給します。令和4年10月以降は臨時の介護報酬改定が行われ、同様の措置を継続予定です。